



普通保険約款 特 約

2014年7月1日以降補償開始契約用

保険証券・重要事項説明書と一緒に、この約款を大切に保管してください。

事故のご報告・保険金のご請求

0120-01-9016 (通話料無料)

受付時間: 24時間365日

保険に関するお問合せ

03-3216-6611

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIU損害保険株式会社

東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト http://www.aiu.co.jp

世震保険普通保険約款・ 3 第1章 用語の定義条項・ 3 第2章 補償条項・ 3 第2章 補償条項・ 3 第3章 基本条項・ 5 ホームライフ総合保険に付帯される場合の特則・ 8 リビングサポート保険に付帯される場合の特則・ 9 企業財産保険契約に付帯される場合の特則・ 10 普通火災保険契約に付帯される場合の特則・ 10 店舗総合保険契約に付帯される場合の特別・ 10 特約・ 11 長期保険保険料払込特約(地震保険用)・ 11



地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において	て、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。
用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物のまご 標準の場合の (注) の3%以上20%
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所 およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有さ れているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断 されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和 41 年法律第 73 号)をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、 建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の場合の は
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置に よって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。 ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の 構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険 契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が収分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条 (保険金の支払額) (2) ①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条 (保険金の支払額) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

用語	定義
半損	(建物の場合)
	建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の 20%以上 50%
	未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の
	延べ床面積に対する割合が 20%以上 70%未満である損害をいいます。なお、建
	物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が
	生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を
	含むものとします。
	(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの
	保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合)
	生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満で
	ある損害をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補僧条項

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の 対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支 払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能 (注) に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。 (注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水 (注1)または地盤面(注2)より 45cm を超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張 等のものをいい、上間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4)(1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、 保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀また は垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から(3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。

(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から(3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者 (注1) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失また は法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 (注2) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取 るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2)被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法
 - 人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が
 - 書され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注4) 使用済燃料を含みます。
 - (注5) 原子核分裂生成物を含みます
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、 保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象の うち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは重または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3)(1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
- (4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1 個または1 組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用 什器・備品その他これらに類する物
 - (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が 125cc 以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。
 - (注)居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
 つ (1)の共用組分が保険の対象である根金において、この保険契約が付票されている保険契約
- (2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に円、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3)(1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のう ち専有部分に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用 什器・備品その他これらに類する物
 - (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が 125cc 以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- 線の3のに相当する種。たたし、床幌間額の3のに相当する額を限及とします。 (2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、 この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契
- 約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。 ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000 万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
 - 建物

 5,000 万 円 ま た は 保険価額のいずれか × 低い額
 この保険契約の建物についての保険金額

 それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額

② 生活用動産

1,000 万 円 または 保険価額のいずれか× 佐い額 それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額 (4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上の世帯の居住するよ月同往宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) および(3) の規定をそれぞれ適用します。

- (5) (2) から (4) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する 保险料を返還します。
 - ① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または ②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額ア、建物

(2)①に規定する × この保険契約の建物についての保険金額 限度額 それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額

イ. 生活用動産

(2)②に規定する × この保険契約の生活用動産についての保険金額 限度額 それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

(注) (2) ①または2の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) ①または2に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に 移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その 保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、その 保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度と 1.ます。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして (1) および (4) の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合 (注) によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなります。

- (3)(1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000 万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000 万円 (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でに保険契約で保険契約で外で、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。
 - ① 専有部分

5.000 万 円 ま た は 保険価額のいずれか × 低い額 この保険契約の専有部分の保険金額 それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての 保険金額の合計額

② 共用部分

③ 生活用動産

(5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する 他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世 帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室 ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6)(3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する

保険料を返還します。 ① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または ②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4) の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式 によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額 (3)①に規定する _ _ それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての 保険金額の合計額

イ. 生活用動産

この保険契約の生活用動産についての保険金額 (3)②に規定する × -限度額 それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

(注)(3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険 契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に 移転しません。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金 額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に 前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

- (1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれが ある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一
- 部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。 (2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、 当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払いま

第8条(2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等 とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注) に始まり、末日の午後4時に終わります。 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている 保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いませ

第10条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を 正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重 大な過失によって事実を告げなかった場合または事実とと異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

- 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれ を知らなかった場合 (注)
- 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべ き損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承 認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、 保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認め るときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合ま たは保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害 の発生した後になされた場合であっても、第20条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当 会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、 その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事 故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条 (诵知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保 険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった
- 場合には、当会社への通知は必要ありません。 ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用があ る事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保 険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった 場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは 共用部分の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 (注) が発生したこと。 (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用があ る事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故 意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険

契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経 過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害 の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解 除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払 うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っ ていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う 場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容す る建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共 用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合 (注) には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除するこ とができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有 に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいま

(7)(6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害 の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害 に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたとき は、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その 旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条(保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、 遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関す る権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対 象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりませ

(3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にか かわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条 (保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をも って締結した保険契約は無効とします (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定に

より地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険 の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する 警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣 言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同 ーとして引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契 約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分につ いては保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て 告示により指定する日とします。

第15条(保険契約の失効)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力 を失います。
 - ① 保険の対象の全部が減失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定 により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の 規定を適用します。

第16条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会 社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被 保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、 その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対す る通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額 を請求することができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者 または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的 として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力 (注) に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると 認められること
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人 の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。 ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある
 - 場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重 大な事由を生じさせたこ
 - (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団 準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2)(1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害 の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生 じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対して は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会 社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規 定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被 保険者に生じた損害については適用しません。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更 する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保 険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき は、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が 生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期 間をいいます
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)
- は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支 払がなかった場合に限ります。
- (4)(1) または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保 険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支 払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第 2条 (保険金を支払う場合) の事故による損害については適用しません。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変 更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する

必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期 間に対する保険料を返還または請求します。

(7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が その支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契 約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特 約に従い、保険金を支払います。

第22条 (保険料の返還-無効、失効等の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険 料を返還しません。
- (2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、 当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返 環します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたた めに終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了 する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還-取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、 保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、 当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合に は、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に 対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除) (1) または第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、
- 当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を 返還します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した 場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を 差し引いて、その残額を返還します。

第26条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発 生ならびに他の保険契約の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。 (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が
- 所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を 調査することもしくは一時他に移転することができます。 (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、そ
- れによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条(損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生 および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時 から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会 社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - 損害見積書
 - その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類ま たは証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者 の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に 申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)

 - ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合に は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない 事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った 後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に 掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがありま す。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなり ません。
- (6)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)
- もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変 造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。 第29条(保険金の支払時期)
- (1) 当会社は、請求完了日(注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うため に必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害 発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由とし てこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2) および事故と損害との関
- 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、 失効、取消しまたは終了 (注3) の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠 償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金 の額を確定するために確認が必要な事項
 - (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した目をいいます。
- (注2)保険価額を含みます。
- (注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限ります。
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定に かかわらず、当会社は、請求完了目 (注1) からその日を含めて次に掲げる目数 (注2) を経過する 日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・ 調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日
 - 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤ までの事項の確認のための調査 60 日
 - 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によっ て被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上 の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における (1) ①から⑤までの 事項の確認のための調査 365 H
 - (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日 本国外における調査 180 日
 - (注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した目をいいます。 (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間に ついては、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。
 - (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます
- (4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を支払う場合には、 (1) から(3) までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払い ます
 - (注) 概算払の場合を含みます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場 合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会 社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転する のは、次の額を限度とします
 - 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
 - 被保険者が取得した債権の全額
 - ①以外の場合
 - 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転 した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1) または(2)の債権の保全および行使な らびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合 において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その 保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、 減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、 保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となっ た損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、 減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、 保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となっ た損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3)(1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) か ら(3)までの規定を適用します。

第33条(付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義) 第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契 約も同時に終了するものとします。

第34条(保険契約の継続)

(1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した 事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面を もってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務) の規定を適用します

(注)新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいま す。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証 とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします

(2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3) の規定は、継続保険契約の保険料についても、これ を適用します

第35条(保険契約者の変更)

- (1)保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保 険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします
- (2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、 承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続 人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとし ます。

第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者 1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保 険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被 保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有 するものとします
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯して この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 38 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割	合(%)
7 日まで		10
15 日まで		15
1か月まで		25
2か月まで		35
3か月まで		45
4か月まで		55
5か月まで		65
6か月まで		70
7か月まで		75
8か月まで		80
9か月まで		85
10 か月まで		90
11 か月まで		95
1年まで		100

ホームライフ総合保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がホームライフ総合保険の場合には、この特則が適用されます。 <用語の定義>

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
30	既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除された日、または保険契約が失効した日までの期間をいいます。 (注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
7,	未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、この保険契約の 条件を変更した日、この保険契約が解除された日からこの保険契約 の保険期間の末日までの期間をいいます。 (注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加ま たは危険の減少が生じた時をいいます。

(1) 第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

ります。	a / Month e lead of a retailed in Month e in Month e e a wor
区分	返還または追加保険料の算式
① 第10条 (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額を返還または請求します。
② 危険増加が生じた場合または危険が 減少した場合において、保険料を変更 する必要があるとき。	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 追加保険料 (変更後の
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	未経過期間における月数(注) 12 12 イ・変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 当会社は、保険契約者が(1) ①または(1) ②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

12

- (注) 3名社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1) ①または (1) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)(3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (5)(1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)

保険契約の無効または失効等の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により収除対象に悪せることがよりませ

より休陝科を返還することがあります。		<u> </u>
l	区 分	返還保険料の算式
l	① 第14条(保険契約の無効)(1) の規定により保険契約が無効となる場合	保険料は返還しません。
	② 第14条(2)の規定により保 険契約の全部または一部が無効と なる場合	その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
	③ 保険契約が失効となる場合また はこの保険契約が付帯されている 保険契約がその普通保険約款のため 定により保険金が支払われたため に終了した結果、この保険契約が 第33条(付帯される保険契約と の関係)(2)の規定により終了 する場合	次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料 (注) (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
ı		

(3) 第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を

返還することがあります。	
区分	返還保険料の算式
① 第17条(保険金額の調整) (1)の規定により、保険契約 者がこの保険契約を取り消した 場合	保険契約締結時にさかのほって、取り消された部分に対応する保 険料を返還します。
② 第17条(2)の規定により、 保険契約者が保険金額の減額を 請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 返還保険料
	× (1- 既経過期間における月数(注) 12

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4) 第25条(保険料の返還-解除の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第25条(保険料の返還-解除の場合)

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返費することがあります。

1	保険料を分割して払い込む場合または中途史以寺において、当会社が別に定める方法により保険料で		
返還することがあります。			
I	区分	返還保険料の算式	
ı	① 第10条(告知義務)(2)、第	次の算式により算出した額を返還します。	
	11条(通知義務)(2)もしくは 同条(6)、第19条(重大事由に よる解除)(1)または第21条 (保険料の返還または請求-告知 義務・通知義務等の場合)(3) の規定により、当会社が保険契約 を解除した場合	返還保険料 の 額 = 保険料 ×	
	② 第18条(保険契約者による保 険契約の解除)の規定により、保 険契約者が保険契約を解除した場 合	次の算式により算出した額を返還します。 既経過期間にお はる月数 (注)	
l	ы	返還床陝村	

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(5) 第11条 (通知義務)(1) の規定にかかわらず、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である

生活用動産の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日(注1)の翌日から起算して30日以 内に、保険契約者または被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したと きに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所(注2)を保険証券記載の保険の 対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。

(注1) 住民票の転出日をいいます。

(注2) 住民票の転入地をいいます。

リビングサポート保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がリビングサポート保険の場合には、この特別が適用されます。 <用語の定義>

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

少が生じた時をいいます。

	用語	正 義
き	既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時
		(注)、保険契約の条件を変更した日、または保険契約が解除された日までの期間
		をいいます。
		(注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減
		少が生じた時をいいます。
み	未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、この保険契約の条件を変更した
		目、この保険契約が解除された目からこの保険契約の保険期間の末日までの期間
		をいいます。
		(注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減

(1) 第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)を次のとおり読み替えて適 用します。

第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合も しくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の 変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、 または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この 保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改 等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあ

ります。	
区分	返還または追加保険料の算式
① 第10条 (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額を返還または請求します。 返還または追加保 険料の額 変 更 前 の 保 険 料 変 更 後 の 保 険 料
② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。 ③ ①および②のほか、保険契約結婚の後、保険契約者	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 道加保険料
が書面をもって保険契約の 条件の変更の請求を行って と、承認の記れを承認する場合 会社がこれを承認する場面 において、保険料を変更する場合	未経過期間にお ける月数 (注) 12

イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算 式により算出した額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

る必要があるとき。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①または(1) ②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支 払がなかった場合に限ります。
- (3)(1)①または(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこ の保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金 を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)(3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事

故による損害については適用しません。

- (5)(1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者 がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険 契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および 特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第22条 (保険料の返還-無効の場合)

保険契約の無効の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間 が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が 保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を 仮濁することがあります。

72,72 / W C C N W / S / S	
区 分	返還保険料の算式
① 第14条(保険契約の無効)(1)の 規定により保険契約が無効となる場合	保険料は返還しません。
② 第14条(2)の規定により保険契	その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第24条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

約の全部または一部が無効となる場合

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間 が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が 保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を

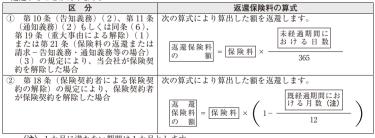
返還することがあります。	
区分	返還保険料の算式
① 第17条 (保険金額の調整)(1)の 規定により、保険契約者がこの保険契 約を取り消した場合	保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応 する保険料を返還します。
② 第17条(2)の規定により、保険 契約者が保険金額の減額を請求した場	次の算式により算出した額を返還します。
合	返還保険料
	滅額後の保険金額 に対応する保険料) × (1- 取経過期間における月数(注) 12

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4) 第25条(保険料の返還-解除の場合)を次のとおり読み替えて適用します。

第25条(保険料の返還-解除の場合)

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間 が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が 保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を 返還することがあります。



(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(5) 第11条(通知義務)(1)の規定にかかわらず、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である 生活用動産の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日(注1)の翌日から起算して30日以 内に、保険契約者または被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したと きに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所(注2)を保険証券記載の保険の 対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。 (注1) 住民票の転出日をいいます。

(注2) 住民票の転入地をいいます。

- (6) 第13条(保険の対象の譲渡)(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、その権利および義務は、保険の対象が譲渡さ れた時に保険の対象の譲受人に移転します。
- (7) 第15条(保険契約の失効)の規定は適用しません。

企業財産保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が企業財産保険の場合には、この特則が適用されます。

- 第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定を次のとおり読み 替えて適用します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき は、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が
- 生じた時以降の期間(注)に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期 間をいいます。
- 2 第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定を次のとおり読み 替えて適用します。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変 更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する 必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期 間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- 3 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)および(4)の規定を次のとおり読み替えて 適用します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返 還します
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたた めに終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了 する場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。
- 第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合に は、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に 対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- 5 第25条(保険料の返還-解除の場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した 場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その 残額を返還します。

普通火災保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が普通火災保険の場合には、この特則が適用されます。

- 第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定を次のとおり読み 替えて適用します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき は、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が
- 生じた時以降の期間(注)に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。 (注)保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期 間をいいます。
- 2 第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定を次のとおり読み 替えて適用します。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変 更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する 必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期 間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- 3 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)および(4)の規定を次のとおり読み替えて 適用します。

- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返
- 還します (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたた
- めに終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了 する場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。
- 第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合に は、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に 対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- 5 第25条(保険料の返還-解除の場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した 場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その 残額を返還します。

店舗総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が店舗総合保険の場合には、この特則が適用されます。

- 第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定を次のとおり読み 替えて適用します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき は、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が
- 生じた時以降の期間(注)に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期 間をいいます。
- 2 第21条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定を次のとおり読み 替えて適用します。
- (6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変 更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する 必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期 間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- 3 第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)および(4)の規定を次のとおり読み替えて 適用します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返 還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたた めに終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了 する場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。
- 4 第24条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合に は、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に 対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- 5 第25条(保険料の返還-解除の場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した 場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その 残額を返還します。

诗約

長期保険保険料払込特約 (地震保険用)

第1条(保険料の返還または請求-通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるとき は、地震保険普通保険約款第 21 条 (保険料の返還または請求 - 告知義務・通知義務等の場合) (2) の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険 料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間 (注) に対応する別表に掲げる未経過料 率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条(保険料の返還一失効等の場合)

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を汲還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

地震保険普通保険約款第17条 (保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条 (保険料の返還ー保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還-解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条 (告知義務) (2)、第11条 (通知義務) (2) もしくは (6)、第19条 (重大事由による解除) (1)または第21条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合) (3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条 (保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解告した場合には、地震保険對適保険約款第25条 (保険料の返還・解除の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料の返還または請求-料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条(保険料の返還-保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した 場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、 地震保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき計算さが生じた日の属する 契約年度(注)を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険 料を返還します。

(注)保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款 の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

//X // // // // // // // // // // // //														
経過 2年契約		契約	3年契約			4 年契約			5 年契約					
年数 経過 月数	0 年	1 年	0 年	1年	2 年	0 年	1年	2 年	3 年	0 年	1 年	2 年	3年	4年
1か月まで	90%	44%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87%	40%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83%	36%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79%	32%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75%	28%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71%	24%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67%	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	63%	16%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	27%	7%
9か月まで	59%	12%	72%	41%	8%	79%	55%	31%	6%	83%	64%	45%	25%	5%
10 か月まで	55%	8%	70%	38%	5%	77%	53%	29%	4%	82%	63%	43%	23%	3%
11 か月まで	51%	4%	67%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	42%	22%	2%
12 か月まで	47%	0%	65%	33%	0%	73%	49%	25%	0%	79%	59%	40%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

自動継続特約(地震保険用)

第1条(自動継続の方法)

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(注)とする審がの申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が4年に大場合を除きます。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を 超えないものとします。

第2条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を次に定める払込期日までに払い 込むものとします。ただし、保険証券にこれと異なる払込期日が記載されているときは、保険証券記 載の払込期日によります。

① 保険料の全額を一括して払い込む場合は、継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日 ② 保険料分割払特約(一般)が付帯されている場合は、第1回分割保険料は継続前契約において 定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日

(2) 当会社は、保険契約者が継続前契約の保険期間の満了する日から払込期日までに継続された保険 契約の保険料を払い込んだ場合には、継続された保険契約の保険料領収前の事故による損害に対して は、地震保険普通保険約款第9条(保険責任の始期および終期)(3)に定める保険料領収前の事故 による損害に対して保険金を支払わないとする旨の規定を適用しません。

(3) 払込期日に継続された保険契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続された保 険契約の保険料を払込期日後1か月以内に、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 当会社は、保険契約者が払込期日後1か月以内に継続された保険契約の保険料を払い込んだ場合には、継続された保険契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条(保険責任の始期および終期)(3)に定める保険料領収前の事故による損害に対して保険金を支払わないとする旨の規定を適用しません。

(5) (4) の規定にかかわらず、保険契約者が継続された保険契約の保険料について、その継続された保険契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険料不払の場合の失効)

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日後1か月を経過した後も当会社に払い込まれないときは、保険契約は継続契約の保険期間の始期にさかのほってその効力を失います。

第4条 (継続契約の保険証券)

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を それていて、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えること ができます。

第5条(保険料率改定による保険料の変更)

(1) この保険契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第1条 (自動継続の方法)の規定によって継続される保険期間に対する保険料を変更します。

(2) 当会社は、(1) の継続される保険期間に対する保険料の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに保険契約者にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、保険契約者により保険契約を継続しない旨の意思表示があった場合には、第1条(自動継続の方法)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

第6条 (普通約款との関係)

(1) 第1条(自動継続の方法)の規定は地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2) および第11条(通知義務)(2) の効力を妨げないものとします。

(2) この特約は地震保険普通保険約款第34条(保険契約の継続)の規定とはかかわりありません。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保 険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。